あなたにぴったりのボランティアに出会えるはず・・

# ボランティア活動ガイド













社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会



福祉施設(高齢者・障がい者・子ども)で、「福祉ボランティア活動をしてみたいな~」と考えている 方、「福祉施設利用者とふれあってみたいな」なんて考えている方が、興味関心がある施設や活動を探す のにピッタリなものです。

「ボランティア活動に興味」がある方なら、中学生から大人までどなたでも参加していただけます。

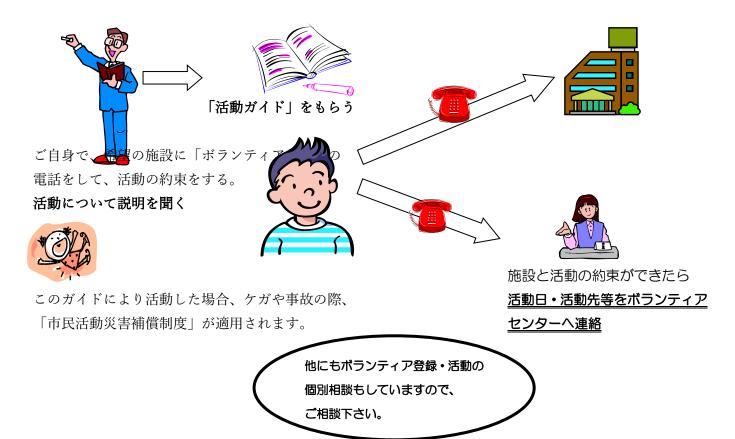
ボランティア自身が安心して活動が行えるよう、また、利用者や施設職員にも喜んでいただけるよう活 動するためにはルールがあります。「お互いが 気持ちよく!」がボランティアの基本です。

#### そこで!!

活動ガイド希望の方には、活動にあたってのルール等を説明させていただき、ご理解いただいた方にだ

## け!!

ボランティア募集情報をまとめた「ボランティア活動ガイド」という冊子で情報提供をしています。



# 「平塚市社会福祉協議会 ボランティアセンター」とは?

福祉に関するボランティアの相談や問合わせの窓口となり、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とのコーディネートや市民 対象の各種講座を開催しています。

# 「ボランティア活動ガイド」とは?

このガイドは、福祉施設を中心とした各ボランティア募集情報が載っています。

この冊子は、毎年発行しています。活動にあたっての説明を受けたうえで、一人一冊配付されたガイドを使用してください。

古いガイドは、募集情報が変わっていますので使わないでください。

# ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 3 大 原 則

①『 自主性

』: 自分からすすんで行う、強制で行うものではない

②『 社会性

』: 共に生きる社会を目指してお互いに協力する ボランティアを必要としている人がいる

③『 無償性

』: 自身の時間や技術・気持ちを提供し、報酬は求めない

# ボランティア活動とは?

福祉に関するボランティア活動は、地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、「助け合い・支え合い」の気持ちを持って「いつでも・どこでも・だれでも」できる活動です。ですが、いくら本人の自由意志に基づく自主的な活動といっても、勝手に行動して良いというわけではありません。

相手の気持ちを尊重し、相手とどう関わるのかを理解しておくことが大切です。知り得た情報は外に漏らさないようにしましょう。(\*個人情報保護)

#### ①細く長く無理をしない

ボランティア活動は、自分の生活全体から余暇の時間がどれくらい取れるかを充分に考え、 自分の生活リズムに取り入れていきましょう。

#### ②学ぶ気持ちを大切に

活動を進める上では学習が不可欠です。その内容は、技術や方法だけでなく、福祉に関するどんな制度があるか、地域でどのような人たちが福祉活動やボランティア活動に関係しているか知ることも大切です。次の活動のステップへのきっかけにもなります。

#### ③活動を点検して記録をとろう

活動を長く続けていくと、慣れてしまってつい初心を忘れてしまうことがあります。記録をとって、周りの人と話し合い、常に支え合いの気持ちを大切にして下さい。

#### ④ボランティア自身の成長

活動により、人とのふれあいなどを通して、新たな発見と経験、福祉についての理解、地域意識、連帯性、社会性などを学ぶことができます。ボランティア活動によって得られたこれらは、「だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」に大きな役割を果たします。

#### ⑤自発的に

人に言われてからするものではなく、自分の意思で行うことが必要です。

学校の宿題等で活動に行くときは、その旨施設側とよく相談してください。

活動の基本は「自発的に」ということです。しかし、きっかけが宿題等であっても、誠意が込もった活動ならば何か得られるものがあるはずです。反対に「言われたから仕方なしに」という気持ちで活動すると、活動先の利用者さんや職員の方に迷惑をかけてしまいます。良識をもって活動しましょう。

## 「ボランティア活動ガイド」はどのように活用するの?

## ステップ1 「活動先と活動日時を決定する」

- ① 活動にあたってのルール説明等を受けたうえで、「ボランティア活動ガイド」を、1人1 冊受け取ります。
- ② 希望活動先と希望日時を決めます。 決めるポイントは、興味関心がある福祉施設等・自宅から行きやすい場所等、自分で考えて選んでください。活動回数や活動先は、特に決まりはありません。
- ③ 希望の活動先の担当者へ直接電話をし、活動日時を相談します。 施設によっては電話対応が難しい時間帯があるので、注意してください。 持ち物は、施設ごとに書いてありますが、電話の際によく確認しましょう。

※注意:複数で活動する場合は、代表者が連絡し、何人で活動したいかを伝えましょう。

## ステップ2 「ステップ1で決まった内容をボランティアセンターへ事前報告

## <u>する」</u>

活動先と日時が決まったら電話でボランティアセンターに必ず報告します。

## 報告内容

- ①「ボランティア活動ガイド」の表紙ナンバー
- ②氏名 ③学校名 ④学年 ⑤活動場所・活動日時 ※グループで活動の場合は全員分の氏名とナンバーが必要です

## 連絡先 平塚市社会福祉協議会 ボランティアセンター

平日 午前8時30分から午後5時まで(土日祝日はお休みです)

〒254-0047 平塚市追分1-43 (福祉会館内)

電話33-0007 FAX30-3312

## ステップ3 「活動当日」

限られた時間の中で有意義に活動できるよう、また活動先の迷惑とならないよう、以下に注意して積極的な姿勢で取り組みましょう。

#### ① 約束の時間を守りましょう

都合が悪くなって行けなくなってしまった場合だけでなく、遅刻の場合も必ず活動先に 連絡しましょう。

雨天時の場合も考え、事前に行き方や施設までの時間を確認しておきましょう。

体調が悪い場合は無理せず活動先へ別の日に変更可能かどうか相談してください。

#### ② 交通手段の確認

車やバイクで勝手に行かず、活動先へ連絡した際、どのように行ったら良いか確認しましょう。

#### ③ 身だしなみを整えましょう

活動するときは、相手を傷つけないよう、爪を短くし、長い髪は束ね、動きやすい服装 (アクセサリー類ははずす)で行きましょう。

#### ④ 携帯電話は使用しない

電源を切って、荷物と一緒に預けましょう。どうしても緊急連絡がある場合には、職員 に相談しましょう。

## なぜボランティアセンターへの報告が必要なの?

ボランティアセンターへ活動報告することにより、平塚市市民活動災害補償制度が適用されます。

「ボランティア活動中に怪我をした」「相手に怪我をさせてしまった」「施設の物を壊して しまった」「行き帰りに事故に遭ってしまった(ただし寄り道した時は対象外の場合あり)」 という時に、保険が適用されます。

安心してボランティア活動するために必ず報告をお願いします。

#### \*報告後、事故報告書を提出していただきます。

\*事故の内容に対して、写真等が必要な場合があります。

(携帯のカメラで怪我した場所や物、壊してしまったものを撮っておくとスムーズです)

# <これからボランティア活動をする社会福祉施設等のこと>

この『ボランティア活動ガイド』にボランティア活動情報が掲載されています。 ボランティア活動先を探す時の参考にしてください。

# 高齢者福祉施設

## 1. 特別養護老人ホーム

6 5歳以上の方で身体や心に著しい障がいがあるため常時介護を必要とする人で、自 宅では適切な介護を受けることが困難であるときに入所することができる施設。

## 2. 養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体や精神に障がいがあり、環境上の理由や経済的理由により、 自宅での生活が困難な方が入所できる施設ですが、所得の多い方は入所できません。

## 3. 軽費老人ホーム



家庭環境・住宅事情などの理由から自宅での生活が困難な60歳以上の高齢者が入所でき、食事・入浴・緊急対応サービスが付き、入居の際は、所得制限があります。

## 4. ケアハウス

自立した生活ができるよう住宅性を強めたタイプの老人ホームで、車いすでの生活も 可能です。

## 5. デイサービスセンター

入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する施設。

## 6. グループホーム

認知症の高齢者が少人数での共同生活(ユニットケア)を送ることで、認知症の進行を遅らせることを目的とした施設。

# 障がい者支援施設

# 0

## 1. 生活介護

常時介護が必要な身体障がい者や知的障がい者に対し、入浴・排泄・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能や生活能力の向上のために必要な援助が行われます。

## 2. 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供したり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援が行われます。

## 3. 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

身体障がい者や難病患者等、また知的障がい者や精神障がい者に対して、自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、身体機能や生活能力の維持向上のための訓練や助言などの支援が行われます。

## 4. 地域活動支援センター

障がい者に創作活動・生産活動の機会を提供することにより社会との交流を促進し、 自立した生活を支援する施設。

## 5. 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

# 保護施設

## 1. 救護施設

身体上または精神上著しい障がいがあるために独立して日常生活を送ることができない要保護者を入所させ、生活扶助を行う施設。

# 児童福祉施設等

## 1. 福祉型障がい児入所施設(肢体不自由児)

在宅での生活が難しい肢体に障がいのある子どもを養護し、身の回りのことを自分でできるようになったり、生活リズムを身につけるための支援を行う施設。

## 2. 障がい児通所支援

障がいのある子どもや発達が気になる子どもに社会生活になじめるよう、基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う。

## 3. 保育所

保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育する施設。

## 4. 放課後児童クラブ

保護者の方が就労などで昼間家庭にいない小学生の保育を行う。

